



メキシコ債券&株式ファンド 2013-05

単位型投信／海外／資産複合



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行います]

ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行います]

三菱UFJ信託銀行株式会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター: **0120-762-506**

(午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

ホームページ: <http://www.nam.co.jp/>

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
単位型	海外	資産複合	資産複合 (債券・株式)	年1回	中南米	なし

・属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対円でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、

一般社団法人投資信託協会ホームページ <http://www.toushin.or.jp/>にてご確認ください。

委託会社の情報 (2013年2月末現在)

委託会社名	ニッセイアセットマネジメント株式会社	資本金	100億円
設立年月日	1995年4月4日	運用する投資信託財産の 合計純資産総額	2兆2,481億円

- 本書により行う「メキシコ債券&株式ファンド 2013-05」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年4月19日に関東財務局長に提出しており、平成25年5月5日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せや、資料のご請求などを委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額(便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます)については、委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認ください。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主としてメキシコのソブリン債券(国債、政府保証債、国際機関債等)およびメキシコ株式に投資し、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドの特色

1 メキシコのソブリン債券^{*1}およびメキシコの金融商品取引所上場(これに準ずるものを含まず)株式を主要投資対象とします。

※1 メキシコの国債、メキシコの政府保証債および国際機関債等をいいます。

- 債券への投資については、メキシコのソブリン債券に投資し、メキシコ・ペソベースでの安定した収益の確保をめざします。

- ・投資する債券にはメキシコ・ペソ建債券のほか、米ドル建債券、ユーロ建債券等の外国通貨建債券も含まれます。
- ・メキシコ・ペソ建以外の債券に投資する場合には、原則として、実質的にメキシコ・ペソ建となるように為替取引を行います。

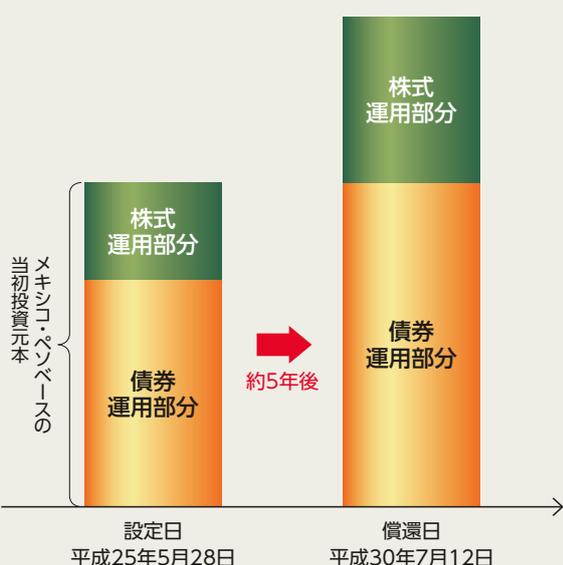
- 株式への投資については、メキシコ・ペソベースでの投資成果がボルサ指数^{*2}に連動することを目標とします。

- ・原則として、ボルサ指数を構成する全銘柄を同指数の時価総額構成比率から算出される株数の比率に応じて組入れを行います。
- ・上記の投資成果をめざすため、補完的にメキシコの株価指数先物取引を行う場合があります。

※2 ボルサ指数は、メキシコ証券取引所上場の代表的な銘柄で構成される時価総額加重平均指数です。同指数は、メキシコの株式市場の値動きを表す指数として知られています。

- 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

当ファンドの運用戦略のイメージ(メキシコ・ペソベース)



債券と株式の投資比率について

- 設定当初の債券と株式への投資金額は、原則として委託会社が次により判断した額とします。

- ・債券については、信託期間中の利息収入等を勘案し、当ファンドの償還時において、メキシコ・ペソベースの当初投資元本の水準をおおむね維持^{*}できる額とします。

- ・株式については、当初投資元本から上記で決定した債券への投資金額をおおむね除いた額とします。

※当ファンドの運用期間中に受取る債券の償還金および利息収入等については、原則として債券に再投資します。また、当ファンドの償還日以降に償還を迎える債券については、当ファンドの償還日前に売却します。当初の債券への投資金額決定時にこれら再投資または売却が、当ファンドの設定当初の金利水準で実施できることを前提としているため、市場動向等の事情によっては、想定した投資成果を下回る場合があります。

- 上記に基づき、平成25年3月末の市場環境では、債券と株式の当初の投資比率は、それぞれ80%~85%、15%~20%程度を想定しています。ただし、市場動向等の事情によっては、投資比率は変更される場合があります。また、設定日以降の投資比率は、組入資産の値動きにより変動します。

- ・上記は、あくまで当ファンドのメキシコ・ペソベースでの運用戦略をイメージ化したものです。実際は、対円での為替変動の影響を受けるため、円に換算した場合、ファンドは損失を被る場合があります。

- ・実際は、上記のイメージのような投資配分で運用を行うとは限りません。また、将来の投資成果を保証するものではありません。

■ 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

■ 投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色■のような運用ができない場合があります。

2 年1回決算を行い、収益の分配を行うことをめざします。

- 毎年7月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行うことをめざします。ただし、初回決算日は平成26年7月14日とします。

●収益分配方針

- 分配対象額は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。
 - 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間、投資方針等を勘案して決定します。
 - 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ❗ 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

●主な投資制限

株 式	株式への投資割合には、制限を設けません。
同一銘柄の株式	同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
投資信託証券	投資信託証券(上場投資信託証券等を除きます)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

〈ボルサ指数について〉

ボルサ指数はメキシコ証券取引所(BMV)が所有する登録商標であり、ライセンス契約を通じてニッセイアセットマネジメント株式会社による一定の目的のための使用が許諾されています。BMVは、商品の保有者もしくは第三者に対し、指数構成銘柄の価格変動、指数の算出および公表の中断、誤謬等について、一切の責任を負いません。BMVは、いかなる利益および期待利益の損失、オペレーションコストの増加、営業権の喪失、商品の売買から生じた損失、および必然的、偶発的、間接的、懲罰的または特別な損害について、たとえBMVがそれらの損害の発生する可能性についての情報を得ていたとしても、一切の責任を負いません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。



2. 投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

● 主な変動要因

株式投資リスク		株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。
債券投資リスク	金利変動リスク	金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。
	信用リスク	債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。
為替変動リスク		原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。
カントリーリスク		外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。特に、新興国の経済状況は先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があり、ファンドの資産価値が大きく減少したり、運用方針にそった運用が困難になる可能性があります。
流動性リスク		市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的に開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。



3.運用実績

● 基準価額・純資産の推移

ファンドは、平成25年5月28日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

● 分配の推移

ファンドは、平成25年5月28日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

● 主要な資産の状況

ファンドは、平成25年5月28日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

● 年間収益率の推移

ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドは、平成25年5月28日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

ファンドの運用実績については、委託会社のホームページで開示される予定です。



4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	平成25年5月7日(火)～平成25年5月27日(月)
購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	1口当り1円とします。
購入代金	販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	換金については、原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
申込不可日	換金については、メキシコ証券取引所、メキシコの銀行、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合、申込みの受け付けを行いません。
換金制限	ありません。
換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金の申込みの受け付けを取消すことがあります。
信託期間	平成30年7月12日まで(設定日:平成25年5月28日)
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
決算日	7月12日(該当日が休業日の場合は翌営業日) ●初回決算日は、平成26年7月14日とします。
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。
信託金の限度額	600億円とします。
公告	電子公告により行い、委託会社のホームページ(http://www.nam.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	委託会社は決算後および償還後に運用報告書を作成し、販売会社から受益者へお届けします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用								
購入時	購入時手数料	購入価額(1口当り1円)に 3.15%(税抜3.0%) を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ●詳しくは販売会社にお問合せください。						
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% をかけた額とします。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用								
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に年率0.9975%(税抜0.95%)をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。</p> <p>信託報酬率(年率)の配分(括弧書きは税抜表示)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.4725% (0.45%)</td> <td>0.4725% (0.45%)</td> <td>0.0525% (0.05%)</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	0.4725% (0.45%)	0.4725% (0.45%)	0.0525% (0.05%)
	委託会社	販売会社	受託会社					
0.4725% (0.45%)	0.4725% (0.45%)	0.0525% (0.05%)						
	監査費用	ファンドの純資産総額に年率0.042%(税抜0.04%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。						
随時	その他の費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。						

❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

●税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税され、その税率は収益分配金に対して10.147%となります。
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税され、その税率は換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%となります。

- 上記は平成25年2月末現在の税法に基づくものです。なお、平成26年1月1日以降の税率は20.315%となります。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。

❗ 税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認されることをお勧めします。